○　総務文教分野

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　(R2・8・20　第147回総会；長野市)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

件名	**16　固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の見直しについて**
提案市	長野市
提案要旨	固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の適用期間は、被災後２年度分に限られているが、被災地の実情に合わせて、当該特例措置の適用期間を見直すことを要望する。
提案理由	被災者の中には短期間に住宅再建等に係る資金確保が難しい高齢者や生活困窮者もおり、被災後２年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合が想定される。その場合は３年度目以降、当該特例措置が適用されなくなるため、被災者の税負担が増加し、被災者の生活再建が更に遅れることが懸念される。 被災地の実情に合わせて、被災後２年度分に限られている当該特例措置の適用期間を見直すことが必要である。 令和元年東日本台風災害を経験した本市の場合は、令和３年度が特例適用期限であり、令和４年度の税制改正に間に合わせるため、今回要望するものである。
現況及び課題等	被災地区の災害復興対策委員会等の団体や個人等から、要望書や投書で、当該特例措置の適用期間の延長を含めた減税措置の要望が寄せられている。
関係法令	地方税法第349条の３の３、地方税法第702条の３